

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

ハラスメント対策、お困りではありませんか？

無料でハラスメント研修を実施します!!



職場におけるパワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、マタニティーハラスメント対策は事業主の義務です！

さらに、**カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を事業主の義務とする改正労働施策総合推進法等が令和7年6月に成立しました。**



ハラスメント対策でお困りの事業主の皆さん、
まずは、ハラスメント対策として、社内研修を実施しませんか？

栃木働き方改革推進支援センターでは、
無料で 管理職向け、従業員向けのハラスメント研修を
実施します。

また、その他のご相談もお受けしています

- 生産性向上による賃金引上げについて
- 改正育児・介護休業法について
- 人手不足解消に向けた人材確保・定着について
- 労働時間や36協定について
- 同一労働同一賃金について
- 雇用・労働分野の助成金について



お気軽にお問い合わせください

栃木働き方改革推進支援センター
(厚生労働省委託事業)

申込先: **0120-800-590**



栃木働き方改革推進支援センターを利用してみませんか？

栃木働き方改革推進支援センター

所在地:〒321-0151 宇都宮市西川田町 923-20 リーガルビル 2 階

連絡先:**0120-800-590**

相談時間:平日 午前 9 時～午後 5 時

ホームページ:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tochigi/>

センターに配置している、社会保険労務士の専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行います。

相談は無料です。1 回 3 時間を限度として、原則 3 回まで支援します。

訪問希望日時

第一希望	月	日 (曜日)	午前 ・ 午後	時	分
第二希望	月	日 (曜日)	午前 ・ 午後	時	分
第三希望	月	日 (曜日)	午前 ・ 午後	時	分

相談内容

☐	生産性向上による賃上げ	☐	改正育児・介護休業法
☐	労働時間・36 協定	☐	就業規則
☐	年次有給休暇	☐	ハラスメント(研修含む)
☐	同一労働同一賃金	☐	雇用・労働分野の助成金
☐	人材確保・定着	☐	その他()

相談内容を具体的にご記載ください



申込先 : FAX 028-678-8929 (1 週間以内にお電話いたします)

事業所名		TEL	
		Mail	
住 所	〒		
担 当 者		業 種	
役 職		従業員数	正規: 名 ・ 非正規: 名

*ご記入いただいた情報は相談受付目的にのみ使用し、目的以外の使用は一切いたしません。